

令和8年
9月号

西沢駐在所だより

鹿沼警察署 0289-62-0110

西沢駐在所 0289-77-2340



秋の交通安全県民総ぐるみ運動



～マナーアップ!あなたが主役です～

実施期間 令和8年9月21日(月)から30日(水)までの10日間

運動の重点

- 歩行者 歩行者の安全確保と反射材用品の着用促進
- 自動車 夕暮れ時の早めのライト点灯と飲酒運転や「ながらスマホ」の根絶
- 自転車 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進



JA共済・栃木県警・宇都宮アーツ&スポーツ専門学校

自転車に乗るときの基本ルール

自転車安全利用五則

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

- 16歳以上の者による自転車の一定の交通違反に対して交通反則通告制度が導入されました。
- 「自転車安全利用五則」等の基本的な交通ルールを遵守し、安全に利用しましょう。
- 全国では、自転車乗車中の交通事故で亡くなられた方の約5割が、頭部に致命傷を負っています。
自転車や特定小型原動機付自転車を利用する際は、必ず頭部保護に効果のあるヘルメットを着用しましょう。